

コンビニエンスストアを開店予定のオーナー様へ

# コンビニの開店に必要な許認可を

**¥178,500**から  
※ 消費税込です。実費と登録免許税等は含んでおりません。

## セットで承ります。

会社を設立してコンビニの開店をお考えのオーナー様限定！！

当事務所では、コンビニエンスストアの開店に必須となる、  
**会社設立・食品販売業許可・酒類販売業免許**  
の3つの許認可をセットにし、**割安な報酬額**で提供しております。  
時間に追われながらの煩わしい許認可は行政書士に任せて、効率良く開店準備を進めましょう！



### ◆コンビニ許認可基本セット◆

1. 会社設立手続きのサポート  
※登記の申請は司法書士が行います。費用は含んでいます。
2. 食品販売業許可申請の代行
3. 酒類販売業免許申請の代行

単独でご依頼頂いた場合の参考報酬額

- ・ 会社設立サポート …… ¥89,250から
- ・ 食品販売業許可申請 …… ¥42,000から
- ・ 酒類販売業免許申請 …… ¥126,000から

合計 ¥257,250から

※ 消費税込です。実費と登録免許税等は含んでおりません。

単独のご依頼に比べ、  
**¥79,250** おトクです!!

セットの報酬額

**¥178,500**から

※ 消費税込です。実費と登録免許税等は含んでおりません。

※ 申請内容により増額させて頂く場合がございます。詳しくはご相談の上、お見積もりをご請求下さい。

コンビニの営業に関する他の許認可についても割引額をご用意しております。裏面もご覧下さい。

コンビニの営業に関する下記の許認可についても割引額でご用意しております。併せてご利用下さい。



## 医薬品の販売

平成21年6月から、これまで薬剤師のいる薬局でしか販売できなかった風邪薬や解熱・鎮痛剤などの一般用医薬品について、「登録販売者」の資格者を置く事によってコンビニで販売できるようになりました。

## 飲食店営業の許可

揚げ物やおでんなど、コンビニでの簡単な調理は当たり前となりました。また、飲食スペースを設置してその場で食べられるような形態のコンビニも増えており、お客様からの要望も多いようです。このような場合は、飲食店営業の許可を申請します。



## 切手・はがきの販売

コンビニでの切手、はがきの販売も今や珍しくありません。営利を目的とした販売はできませんが、利便性をアピールする良い材料となります。店舗のある地域を管轄する郵便事業会社の支店に申し込みます。



## たばこ・塩・お米の販売

禁煙ブームとはいえ、まだまだたばこの需要は少なくありません。他の買い物のついでにというお客様もおられます。塩や米についても、扱う種類や量によって許認可が必要な場合があります。まずはお電話かメールでご相談下さい。



※ それぞれの申請代行に関する報酬額については、お手数ですがお問い合わせ下さい。



**無料相談もお受け  
しております!** (初回のみ)

ちょっと話を聞いてみようかな、と思ったら、  
お気軽に下記までお問い合わせ下さい!!

お電話は… **03-3719-2426**

メールは… **contact@shinseiya.com**

ホームページは… **酒販サポートどっとこむ**  
**http://syuhansupport.com/**

行政書士  
廣瀬事務所

行政書士廣瀬事務所

行政書士 廣瀬 高志 (登録05082329号)

